

第7回地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会

1 日時：令和3年11月24日（水）10：00～12：00

2 開催形式：オンライン開催

○神森保育課長補佐 本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、第7回「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」を開催いたします。

それではまず、資料の確認をさせていただきます。配付資料は、

- ・議事次第
- ・資料1 取りまとめ（素案）
- ・資料2 構成員提出資料
- ・参考資料1 検討会開催要綱
- ・参考資料2 社会的養育専門委員会取りまとめ骨子（案）

の計5点となっております。不備がございましたら、お申しつけください。

本日も、オンラインでの開催とさせていただいておりますので、進行中に通信状況等の不具合により音声途切れる場合等がございましたら、遠慮なく、その旨発言いただくか、手を挙げるなどによりましてお知らせいただきますようお願いいたします。

また、御発言いただいていない時間につきましては、マイクをミュートにさせていただくようお願いいたします。

それでは、議題に移ります。倉石座長、よろしくお願いいたします。

○倉石座長 皆様、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、議題に移らせていただきます。本日から、まとめの議論ということになりますので、一言、私のほうから説明の時間をいただきます。

本検討会では、子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化を踏まえ、地域における保育の提供の在り方を検討することが必要であるとの認識の下、地域の子育て家庭への支援を含め、持続可能な形で保育所・保育士が地域の中で役割を果たしていくための方策についてこれまで皆様から議論をいただいたところでございます。

具体的には、①人口減少地域等における保育所の在り方、②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援、③保育所・保育士による地域の子育て支援、④保育士の確保・資質向上等の4つの各論点について、これまで様々な御意見をいただいたところです。

本日は、これまでの議論を踏まえて、取りまとめに向けた議論を行いたいと思っております。事務局のほうでも丁寧にまとめていただいておりますので、本日はこれについて御意見をいただきます。

それでは、事務局より資料1について御説明のほうをお願いいたします。

○神森保育課長補佐 事務局でございます。

それでは、事務局から提出させていただいております取りまとめ（素案）につきまして

御説明をさせていただきます。

大変恐縮ではございますけれども、報道関係の皆様、撮影はこれ以後は御遠慮いただくようお願いいたします。恐縮ではございますけれども、退室のほうをよろしくをお願いいたします。少々お待ちください。

(報道関係者退室)

○神森保育課長補佐 お待たせいたしました。

それでは、事務局のほうより御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ(素案)」というものでございます。

1ページ目は目次をつけてございますので、2ページ目より御説明申し上げます。

まず、2ページ目、「1.はじめに」というところでございます。御説明させていただきます。

これまでの国の保育政策につきましては、待機児童問題への対応を主軸といたしまして、保育の量的な拡充と、それから保育の質の向上というものを両輪として進めてまいりました。

そうした結果、令和3年4月時点の待機児童数につきましては、5634人と過去最少となっており、また、8割超の市区町村におきましては、4月時点での待機児童はゼロとなっております。

もちろん、保育需要に応じた対策というものは引き続き必要であるということでありまして、「新子育て安心プラン」により着実に対応しているというところでありますけれども、多くの地域にとりましては、子どもの数だけではなくて生産年齢人口も減っていくという中で、いかにして就学前の児童に良質な保育を提供し続けていくことができるのか、こうしたことが大きな課題となっており、国としても保育政策の大きな柱として位置づけていく必要があるというところを記載してございます。

一方でありますけれども、少子化社会の進展、核家族化、地域のつながりの希薄化等によりまして、特に保育所等を利用していない0～2歳児、いわゆる「未就園児」を養育する家庭が孤立し、地域の中で「孤育て」を強いられているようなケースが指摘されてございます。こうした家庭を対象とした地域の子育て家庭等への支援の必要性が高まっているというところでございます。

折しも、政府におきまして、子どもに関する様々な課題に総合的に対応するための新たな行政組織の創設と政策パッケージ、こうしたものが検討されているわけではございますけれども、就学前の教育と福祉の連携が課題の一つとして挙げられているところでございます。保育所が、認定こども園、幼稚園とともに、地域における就学前の保育・教育・子育てをどのように担い、子育て家庭を支えていくのかというところも大きな課題となっております。

今後は、全国の地域において未就園児への地域子育て支援を充実していくことが必要と

なっているところがございますけれども、支援の担い手が限られてくるということですか、あるいは支援ニーズが多様化していくということから、地域全体であらゆる子育て資源を活用するとともに、支援が単発で終わらずに、子育て支援機関が相互に連携するとともに、時間軸的にも包括的に家庭をフォローするなど、いわば「面」としての支援を行うことが求められているところがございます。

こうした中で、従来、各市区町村に必ず存在し、かつ、保育のプロフェッショナルとして、地域の就学前の児童、特に0～2歳児の発達支援、それから保護者支援を担ってきた保育所と保育士が、こうした地域全体で子育て家庭を支えていく際に大きな役割を果たすということが期待されているところがございます。

他方で、保育所・保育士は、在園児の保育と保護者支援を担うのが本来の役割・業務でありますため、その役割を全うすることを前提とした上で、在園児以外の地域子育て支援を担っていくというところでもあります。

次の3ページ目を御覧ください。このためには、子育て経験者の活用も含めた保育所における保育士の業務負担を軽減していくための方策、それから、魅力ある職場づくりに向けた支援等を実施し、持続可能な形で地域の中で保育士の役割が果たせ、その力を発揮できるような体制づくりが必要である。

こうした問題意識を背景にいたしまして、本検討会では、今後の地域における保育所・保育士の在り方について議論を積み重ねてまいりました。

今後の地域における保育所・保育士の在り方といたしましては、全ての保育所・保育士に多様な保育・子育て支援ニーズを全て受け止めるような体制づくり・資質向上等を求めるのではなく、まずは、人口減少下においても保育を必要とする家庭への保育を確実に、かつ、質が確保された形で提供できる体制づくりを大前提とした上で、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業や児童館などの地域の他の子育て関係機関とともに、個々の保育所の強み、それから体制等を踏まえた役割分担を明らかにしつつ、地域全体として、多様な保育・子育てニーズを受け止める環境整備を行う必要があると考えられると記載しております。

各保育所における支援体制づくりに当たりましては、保育士や保育士以外の子育て経験者が役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働することが必要である。また、地域子育て支援の実践は、通常の保育とは異なる専門性を必要とされることも踏まえまして、こうした取組を実践する保育所・保育士を引き続き各種事業等で支援するとともに、給付や評価の在り方を見直し、そのための研修体系を構築するなど、総合的な取組を進めていくことが求められると記載してございます。

本検討会の取りまとめといたしまして、①人口減少地域における保育所の在り方、②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援、③保育所・保育士による地域の子育て支援、④保育士の確保・資質向上等についての4つの論点に分けてこれまで議論を行ってまいりました。

2 以下につきましては、それぞれの議論、各論ごとにまとめております。また、その中でも、「取組に向けての検討を速やかに開始すべきもの」というところと、それから、中長期的な課題として検討すべきもの、あるいは今後の方向性に関するものと分けて記載してございますので、それぞれ説明してまいりたいと思います。

まずは、3 ページの下のところ、「2. 論点ごとの取り組むべき内容や今後の施策の方向性」の(1) 人口減少地域等における保育所の在り方の、①取組に向けての検討を速やかに開始すべきものでございます。その中のi) 人口減少地域における保育の確保策というところでありますけれども、人口減少地域におきましては、定員割れなどにより保育所の運営が困難となってきているが、引き続き保育所が地域のインフラとして保育を提供し、子育て支援に役割を果たしていくことができるよう、公立保育所を含めた保育所全体の運営の在り方や、認定こども園、幼稚園を含めた子育て資源のそれぞれの機能、役割に着目した位置付けなどについて整理・検討し、保育所における持続可能な保育提供体制について、計画性をもって構築する必要があると記載しております。

例えば、公私連携型保育所につきまして、市区町村が保育提供体制を構築するに当たっての選択肢の一つになるものと記載してございます。

また、社会福祉連携推進法人につきましても、法人間の連携による人材確保、それから効率的な研修の実施等を図るため、地域での活用が期待される仕組みというものでございますけれども、これらの仕組みにつきまして、効果的な活用に資するよう、国は実践例等につきまして情報を収集し、情報提供を行っていくことを記載してございます。

併せて、地域での保育所の運営の在り方の検討に資するよう、統廃合、規模の縮小事例を含め、地域における保育所運営の効率化に向けた取組等に関しまして、好事例はもちろん、取組に当たっての不安、戸惑いの声も含めて収集し、情報提供を行うべきであるということに記載してございます。

続きまして、ii) 多機能化や他の機関との連携に対する支援であります。人口減少地域におかれましては、児童の数、保育所を含む子育て支援の担い手が少なくなっている中で、地域の子育て家庭への支援など、多機能化についても人材確保の支援と併せて検討すべき時期に来ているというところを記載してございます。

例えば、定員に余裕のある保育所において当該保育所に通所していない3歳未満児を週1～2回程度、一時預かり事業で預かることや、あるいは児童発達支援事業や子ども食堂の併設などの多機能化に関する実践、こうしたものにつきまして取組の事例を収集し、必要に応じてモデル的に実施していくというところ。こういったことなどによりまして、その展開に向けた検討を進めるべきであると記載してございます。

また、保育所が地域子育て支援を含む多機能化を実践するための施設整備に関する費用についても支援することが必要であると記載してございます。

②は中長期的な課題として検討すべきものであります。その1番であります、「保育所等の役割分担の整理・明確化」でございます。

人口減少下にある市区町村につきまして、保育所や認定こども園、幼稚園、それから地域子育て支援拠点等との役割分担を整理というところがございますけれども、次の5ページを御覧ください。役割分担を整理いたしまして、保育所における持続可能な保育提供体制を計画的に実施することが重要であるというところ。このための取組として、各市区町村が地域の関係者との合意形成を図りながら、人口減少地域への対応の計画を策定することを促していく。こうした取組を進めるためのインセンティブについても併せて検討していく、考えていくこととしてはどうかと記載してございます。

それから、ii) 公定価格や新たな施策の展開等による支援の在り方でありまして、2つ目の○、特に公定価格における利用定員の区分につきましては、利用児童が減少している保育所の運営に支障が生じないよう、その細分化を検討する必要があるということを記載してございます。また、利用児童が減少した際に利用定員を適切に見直すことが必要であることにつきまして、改めて地方自治体に周知を行うなど、人口減少を踏まえた見直しを進めるべきである。このうち、公定価格に関する見直しにつきましては、子ども・子育て会議における議論も踏まえ必要な財源の確保と併せて検討すべきであると記載してございます。

また、今後は、人口減少が特に著しい地域に特化した形での新たな支援についても検討していく必要があるのではないかと記載してございます。

ここまでの1つ目の論点でございます。

続きまして2つ目、「多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」に関する論点についてでございます。まず、①検討を速やかに開始すべきもののうちのi) 一時預かり事業の利用促進でございます。

近年、虐待報告事例が増加しているという中、特に0～2歳児の虐待での死亡事例が数多く報告されているところがございますけれども、こうした児童を養育する家庭につきましては、子育てについて誰にも相談ができずに課題を家庭で抱え、地域の中で孤立した「孤育て」を強いられているケースなどが背景にあるとの指摘がございます。

未就園児を養育する家庭が地域の子育て支援機関につながり、必要に応じて支援を受けることが重要になっている中で、保護者のリフレッシュ目的での一時預かり事業の利用を促進するということにつきましては、保護者を一時的に子育てから解放することで、肉体的にも精神的にも余裕を生み出すだけでなく、通常保育所を利用しないような家庭の状況を把握できる観点でも重要であるということを記載してございます。

また、3歳未満の未就園児の一時預かりの利用につきましては、保護者の子育て負担軽減だけではなく、普段、他の家庭の児童と交わる機会の少ない児童たちに、養護と教育を一体的に提供する保育を受ける機会を通じて、他人とともに過ごし遊ぶことにより、人間関係や自我の芽生えを促す機会、こうしたものを提供できるといった観点でも重要であると考えてございます。

したがって、先ほども記載ございましたが、定員に余裕のある保育所が当該保育所

に通所していない児童を週1～2回程度預かるなど、モデル的な実施について検討すべきであるというところ。こうした取組につきましては、一時預かりの利用、それから実施に当たって見通しが立てづらいというような課題の解消にもつながるものと考えているということを記載してございます。

また、保育所等を普段利用していない児童を預かる困難さといったものを軽減するために、保護者が事前に施設見学、あるいはならし預かりなどによりまして、一時預かりを経験し、保護者、事業者双方が相互理解した上で必要に応じて利用を開始するといった事前登録制度、こうしたものを構築することなどが考えられるということを記載してございます。

さらに、急な一時預かりニーズへの対応といたしまして、ICT等の活用を通じ、すぐに利用可能な一時預かり事業を確認・予約・利用できる仕組みの構築などについても記載してございます。

続きまして、ii) 発達支援や配慮が必要な児童への支援というところでございます。医療的ケア児、障害児、外国籍の児童以外に配慮が必要な児童につきまして、実態を把握するための調査を行うべきであるという記載をしてございます。その結果を踏まえまして、既存の補助事業の見直しを行うなど、適切な支援を行っていくことも必要であるとしてございます。

また、保育所が医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等への保育を提供するに当たっては、多様な知識・経験や専門的な知見が必要なケースも多いことから、保育所への支援の仕組みをきめ細かに検討することが重要であると記載してございます。

例えば、障害児につきましては保育所だけでは十分な支援を行うことができず、問題を抱え込んでしまうケースもあることから、看護師等のこうした児童への支援に専門的な知見を有する支援員が地域の保育所を巡回支援するなど、他の専門機関や専門職等と連携して支援できるよう取り組むことが重要である。また、外国籍の児童を受け入れるための加配職員につきましては、必ずしも保育士である必要はなく、求められるニーズに応じた職員を適切に配置することができるような仕組みとすることが必要であると記載してございます。

今後の人口減少社会におきましては、多様なニーズに効率的・効果的に応えていくため、保育所の設備や職員を有効に活用することも重要であり、例えば児童福祉施設の設備及び運営に関する基準でございますけれども、こうしたものを見直しまして、児童発達支援との一体的な支援、いわゆるインクルーシブ保育の実施、こうしたものを認めていくという中で、必要な保育士、それから面積を確保することを前提に、園児の保育に支障がない場合には、職員の兼務や設備の共用などを可能とすべきであると記載してございます。

続きまして、②中長期的な課題でございますけれども、7ページを御覧ください。

まず、一時預かりについてでございますけれども、保護者の急な預かりニーズに対応するだけではなくて、レスパイト、リフレッシュのための利用によりまして、保護者の子育て

てに関する負担の軽減、特に3歳未満の未就園児を養育する家庭にとって、地域の子育て支援につながる最初の機会として積極的に活用することが有効であると考えられるものがございます。

こうしたことを踏まえまして、レスパイト、それからリフレッシュ目的での一時預かりの利用を促進することが重要であるというところがございますけれども、単に児童の預かりの実施にとどまらず、児童の受け渡し時等に、保護者の様子などから必要に応じて相談の声がけを行い、アドバイスや適切な支援・サービスにつなげていくなど、寄り添い型の支援を行っていくことも重要ではないかという記載をしております。

このため、一時預かり事業の職員がこうした保護者の「異変」に気づくことができるような研修の実施など、こうした質の向上を図ることなども今後検討していくべきではないかと記載しております。

また、一時預かりにつきましては、通常保育とは異なる点があるというところにも留意しつつ、児童の健やかな成長、それから発達にも資するものとなるよう、モデル的な事業の実施を含め一時預かりにおける効果的な保育の実践事例の把握、それから、それに基づく児童への支援の在り方についても検討すべきであるというところを記載しております。

ii) 発達支援や配慮が必要な児童への支援というところです。インクルーシブ保育、先ほど申し上げましたが、実施を行うための基盤整備を行っていくという中で、保育所による児童の発達支援を推進していく観点から、障害児を受け入れる保育所が、例えば療育支援加算などの仕組みを活用して地域住民の児童の発達支援をさらに積極的に行うことができるような方策を検討していくことも考えられると記載しております。

また、多様なニーズを受け入れる上で、それぞれに求められるスキル、それから専門知識等が異なるということも踏まえ、職員への研修等の在り方につきましても、引き続き検討を推進する必要があるというところ。さらに、ニーズに応じて既にノウハウを蓄積している施設等との交流や当該施設の職員等による研修の機会、こうしたものを設けられるような支援につきましても今後具体的に進めていくことが必要であると記載しております。

ここまでが2番でございます。

続きまして3つ目の論点、「保育所・保育士による地域の子育て支援」でございます。まずは、検討を速やかに開始すべきものとして、i) 保育所・保育士による地域支援でございます。繰り返しになりますけれども、特に0～2歳の児童、それから保護者につきましては、保育所や認定こども園等に就園しておらず、孤立した子育てになっていることも多い現状を踏まえ、地域の中で子育ての知見や経験を有する保育所による地域の子育て支援機能を強化し、保育所を利用する児童や保護者だけでなく、その地域に住む児童、保護者に対しての支援を行う枠組みを構築すべきであるというところがございます。

続きまして8ページを御覧ください。今般、保育所を含めた地域における子育て資源によりまして、妊産婦、児童、保護者への支援の充実の必要性が指摘されているところ、特に、孤立した子育て家庭等が地域の身近な子育て資源に気軽につながり、相談できる機能

として、地域住民に対して子育てに関する相談・助言等の必要な支援を継続的に行う「かかりつけ相談機関」を整備していくことが検討されてございます。

これは参考資料としてつけております社会的養育専門委員会のほうでも議論されているところございまして、保育所だけではなくて、認定こども園ですとか地域子育て支援拠点事業、こうしたものなどが地域の子育て支援として担っていくことが想定されているものでございます。

戻りますが、こうした方向性の中で、保育所の地域子育て支援機能を充実させるため、地域住民への保育に関する情報提供について義務化するとともに、地域住民への相談・助言等をこれまで以上に積極的に取り組み、先ほど申し上げました「かかりつけ相談機関」として重要な役割を担っていくことができるようなインセンティブ喚起策を検討すべきであるということを記載してございます。

情報発信につきましては、「ここdeサーチ」等の活用を含め地域や保護者に対するICT等を活用した啓発・情報提供を積極的に実施していくということ。それから、子育て支援機関とのつながりが無い保護者に対して、気軽にかかりつけ相談機関等を訪れてもらえるよう、例えばSNS等を活用したアプローチ、こうしたものが必要であるということを記載してございます。

また、情報提供に当たりましては、保護者にとって必要な地域の子育て支援に関する情報なども併せて提供していくということや、できるだけ分かりやすい形で提供されることが重要であるということを書いてございます。

相談・助言につきましては、現在も様々な形で実践が行われておりまして、例えば地域支援に積極的な保育所につきましては、保育所に地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業などを併設して行う場合ですとか、あるいは保育所に勤務する保育士が養育支援訪問事業を行うなど、保育所や保育所に勤務する保育士を効果的に活用したり、あるいはうまく連携したりしながら、地域子育て支援、こうしたものに取り組んでいる事例を承知してございます。

こうした支援につきましては、保育所の場や保育所に勤務する保育士だけが担うものでは当然ないところでありますので、他の地域資源との連携をとりながら実施していくことが効果的なケース、こうしたものがあると考えてございます。こうした連携を有効に機能させるためには、市区町村が適切に調整することも必要であるということを記載してございます。

このため、国は、市区町村がその検討に資するよう、例えば、保育所が子育て支援に関するNPO法人、医療機関、母子保健施設、保育士養成校、教育機関等の他の専門支援機関、あるいは児童相談所等の行政などとの連携や情報共有等を効果的に行っている事例、それから、保育所で子ども食堂など異業種の事業や実践を協働して行っている実施例、放課後児童クラブと併設することなどにより、子どもが成長する姿をイメージしながら異年齢交流している事例、こうした連携を促す市区町村自身の取組事例など、先ほど申し上げまし

た多機能化に関する事例、こうしたものと併せまして、地域支援に関する事例を収集・共有いたしまして、次の9ページでございますけれども、さらにその取組が促進されるような支援について検討することが必要であるということを書いております。

一方で、保育所によりましては、地域子育て支援や日々の保護者との向き合い方につきまして、対応のノウハウが蓄積されていないケースも考えられます。このため、保育所が保護者からの相談時に効果的な対応ができるようにするため、保育所における保護者対応等の実態調査を行うとともに、対応に当たっての手引きの作成についても検討すべきであるということを書いております。

また、巡回支援事業等で園長経験者などの保育経験者を活用することなどによりまして、保育所を支援し、地域支援力を向上していくことも考えられるという記載をしております。

続きまして、②中長期的な課題でございますけれども、保育所・保育士による地域支援というところ。こうした地域支援につきましては、財政的な支援というところで、公定価格上の既存の評価の仕組みであります主任保育士専任加算につきまして、例えば人口減少地域では、乳児の数が少ない、あるいは、年によっては乳児がそもそも誕生していないなど、要件の充足が困難となっているということも踏まえまして、その要件の在り方について見直しを行うこと、あるいは人口減少地域においても柔軟に地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業などの各種事業に取り組めるような事業の在り方について、必要な財源の確保とともに検討することが必要であるということを書いております。

また、こうした地域支援の取組に当たりましては、多忙である場合も多い主任保育士だけではなく、副主任保育士等により対応していくこと、あるいは潜在保育士、高齢者などを含め、多様な人材の協力を得て、さらに役割分担も図りながら、地域支援の担い手の確保を進めていくことも考えられる。具体的には、短時間勤務の保育士、それから保育補助者、児童の散歩の見守りなどを行う保育支援者、ボランティアなど、こうした方々が担っていくことが考えられると記載しております。

ii) の、「保育所保育指針の記載の拡充」でございますが、申し上げましたとおり、保育所における地域支援がますます重要になっていくという中で、保育所保育指針につきましても、こうした背景を踏まえた記載とすることが必要であると考えられます。

このため、次回の保育所保育指針の改定に当たりましては、保育所による地域の子育て支援を進めるため、今般の見直しの内容ですとか、あるいは既に保育所保育指針の解説の中にも地域支援の記載がございますけれども、こうした内容も踏まえまして、保育所保育の専門性を生かした支援の在り方、関係機関との連携の在り方を含め、保育所保育指針の記載を拡充すべきであるということを書いております。

その際、保育所・保育士の専門性を整理した上で、地域の子育て支援に必要な専門性の向上や、それに係る研修体系の構築についても併せて検討すべきであるということを書いております。

続きまして10ページを御覧ください。最後の論点、保育士の確保・資質向上についてであります。①として、検討を速やかに開始すべきものでございます。i)として保育士の確保方策。「新子育て安心プラン」によりまして、今年度から4年間で新たに2.5万人の保育士の確保が必要となっております。保育所等に従事する保育士の数につきましては、ここ数年、平均で毎年2万人ずつ増加しているところでありましてけれども、職場定着率は必ずしも高いとは言えないということも含め、引き続き保育士の確保は重要な課題となっております。

したがって、新規資格取得者向けの支援、それから職場での定着支援、さらには再就職者への支援、これまで行ってきたところもございまして、各種支援に加えまして、魅力発信・創造に向けた取組を着実に実施することが必要であるということを記載しております。

例えば魅力発信・創造のために、高校生など学生段階から保育に関する周知広報を行っていくこと、それから子どもの年齢に応じた遊び方の紹介など、保育士の有する保育技術の見える化、あるいは、こうしたものを地域住民にも提供していくということなどによる情報発信、それから、労務管理やメンタルサポートに関する専門家からの支援による保育所における働き方改革の推進など、こうしたものが必要であると記載してございます。

続きましてii)の、保育士の資質向上でございます。全ての保育を必要とする児童・家庭が良質な保育を受けられるよう、保育士の資質向上に向けた取組につきましては、保育士の需給状況にかかわらず引き続き重要であるということを記載してございます。

各種研修につきましては、保育士一人一人が地理的な事情や就労状況にとらわれない形で実施することを可能にするオンラインでの研修をさらに推進していくことが重要であるという記載をしてございます。

また、ノンコンタクトタイムの確保による保育の振り返りを行うためにも、ICTを活用いたしました周辺業務の効率化などによりまして、業務負担軽減を進めるところと、保育士同士で振り返りを行うようなスペースの確保のために必要な改修への支援、こうしたものへの検討をすべきであるということを記載してございます。

それから、今般、保育所・保育士が地域子育て支援におきまして、その強みを生かした役割を果たしていくことが期待されているというところ。保育所の本分は、保育の必要性を有する児童への良質な保育を提供することでありまして、こうした本来目的を果たしていくという中で、保育士の過重な負担にならないよう、全ての保育所・保育士にその役割を求めるのではなく、地域子育て支援に意欲的な保育士を評価、それから支援していくことや、あるいは、現在は地域子育て支援を行っていない保育所・保育士の今後の展開の後押しができるような環境整備を行うことが重要であるという記載をしてございます。

11ページを御覧ください。例えば、巡回支援事業等を活用いたしました地域の保育所や認定こども園、地域子育て支援拠点事業等の職員、こうした方々と専門家が情報共有、それから学び合いをするための機会の創出、あるいは各保育所が積極的にかかりつけ相談機

能を担うための方策について検討すべきであるという記載をしております。

それから、iii) の、保育士資格の管理の厳格化でございます。近年、児童と接する業務に従事する者、保育士に限りませんけれども、児童に対してわいせつ行為を行う事案、あるいは保育所で預かる児童の所在確認を適切に行っていなかった結果として、児童の死亡につながってしまった事案、こうした悪質な事案が発生しております。

こうした保育所・保育士の信用を傷つけるような事案の発生につきましては、保育所・保育士の信頼を損なっているおそれがあるということでありますので、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準や、あるいは保育所・保育士につきまして、特に直近指導監査で問題のあった保育所、あるいは新規開設保育所等を中心に、都道府県等による指導監査を通じ履行確保していくことが必要であるということに記載しております。

また、保育士資格の管理に当たりましては、登録を取り消された保育士の保育士証の返還事務を確実にやっていくことや、あるいは保育所等において保育士を雇用、あるいは任用する際に原本の保育士証による確認を行うことが求められると記載しております。

こうした取組の徹底によりまして、保育所・保育士としての最低限の質の確保を行っていくことが重要であるという記載をしております。

児童の保育を行うことを業としている保育士におきまして、児童に対しわいせつ行為を行うということは、被害に遭った児童の心身を直接的、あるいは事後的に著しく傷つけることに加え、保護者が安心して児童を預けられなくなるもの、さらに言えば保育士という国家資格に対する国民の信頼性を損ねるおそれがあるということから、とりわけあってはならないというところを書いてございます。

保育士と同様に児童に接することを業としております教員においては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律によりまして、資格管理の厳格化を行っているところでありまして、保育士についても同等の措置を講ずるべきであるということを書いてございます。

具体的には、保育士が登録を取り消された後の再登録禁止期間の延長、登録取消事由に児童にわいせつ行為を行った場合を追加すること、児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の再登録を制限するための審査制の導入、児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報を把握する仕組みの創設などの取組につきまして、早急に制度改正等による既存の仕組みの見直しを行う必要があるということを書いてございます。

児童にわいせつ行為を行ったことにより保育士の登録を取り消された者の再審査につきまして、12ページを御覧ください。再登録の審査に当たって、専門家のチェック機能を担保する形で、的確にその資質を判断するような体制を構築することが望ましいと記載しております。

また、こうした制度的な対応に加えまして、保育士による児童へのわいせつ行為を未然に防止する取組といたしまして、児童に対して自分が知らない間に被害者となっているこ

とがないよう、分かりやすい形での啓発活動を行うことや、保育士等への研修実施を検討すべきであるということに記載してございます。

②として中長期的な課題でございます。保育士の確保方策でございます。保育士の確保に当たりまして、依然として平均の賃金月額との間で差があるということでございますので、職業としての魅力を高めるためにも、保育士の処遇改善について、今般の経済対策で決定された当面の措置、今後、政府の公的価格評価検討委員会での議論を踏まえて実施が見込まれる更なる処遇改善の措置を着実に実施するとともに、子ども・子育て会議において議論されているとおり、引き続き財源の確保と併せて検討すべきであるということに記載してございます。

一方、特に人口減少地域におきましては、地元出身者が地元の保育士養成校等を卒業したとしても、都市部に就職先を求めるケースも見られます。

このようなケースにおきまして、地元出身者が地元の保育所に就職するインセンティブを喚起するため、例えばへき地医療など他の分野での取組なども参考に、修学資金貸付事業の見直しや、地域の保育士養成校と連携し、卒業生が当該地域の保育所に就職し、定着することを支援する方策、いわば地域枠の保育士という仕組みなどについても検討することが考えられるということを書いてございます。

あるいは、今後、施行が予定されております社会福祉連携推進法人の仕組みや、あるいは法人内連携などによりまして、研修を充実していくことや、保育士がへき地等に任期付きで赴任する仕組みなどについて、Uターン、Iターン等の地方創生に関する施策とも組み合わせながら検討していくことなども考えられるという記載をしてございます。

上記のように、今後の保育士確保方策につきましては、これまでのような待機児童対策への対応としての都市部への支援だけでなく、人口減少地域での保育士の確保に向けた支援につきましても、さらに目配せをする方向性で施策を検討すべきであるという記載をしてございます。

また、人口減少地域を含め、今後は、保育士、特にフルタイムで働く保育士を確保することが困難になる中で、保育補助者の活用、高齢者を含む地域の子育て経験者、こうした方々の更なる活用によりまして、地域全体で保育を支えていくことが求められると考えてございます。

この際、資格職であります保育士の専門性を踏まえ、役割分担は明らかにする必要があるものの、例えば、地域住民への相談・助言といった地域支援につきましては、次の13ページを御覧ください。再就職した保育士などにおいて行うことも可能であると考えられるということに記載してございます。

このように、保育所における役割分担を行った上で、様々な人材が活躍できるような環境整備、ロールモデルの構築を行うことで、地域における保育を多くの人材で賄う、こうした体制づくりの事例の展開などにより確保していくべきであるということを書いてございます。

最後、ii) 保育士の資質向上でございます。保育所における自己評価、第三者評価につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、前者は義務化、後者は努力義務化がなされているところでありますけれども、一定の保育所におきましては実施されておらず、また、評価結果についての公表も進んでいないという現状がございます。

特に第三者評価につきましては、その評価が保育所における保育実践の振り返りと見直し・改善といった保育の質の向上に結びついていないといった御指摘もいただいているところ、取組の効果が有効に発現していないと考えられるものでございます。

こうした状況を踏まえまして、自己評価、第三者評価の実施及び公表が効果的に行われるための方策につきまして、実態把握した上で、その改善策について検討すべきであると記載してございます。

また、地域子育て支援におきまして、保育所・保育士がその強みを生かして役割を果たしていくためには、研修や保育士養成課程における資質の向上策が考えられるところがございます。

本検討会では、地域子育て支援、あるいはソーシャルワークに関する研修内容、それから保育士養成課程での演習科目等の充実によりまして、こうした方向性を強化していくという御意見もいただいておりますが、一方で、学生、保育士、それから養成校の負担を検討すべきという御意見、あるいは保育所で働く保育施設の役割を明らかにした上で、資格制度の見直しと併せて検討がなされるべきとの御意見もあったことから、地域における保育所、保育士、学生、保育士養成校等の実情を考慮した上で、必要な者に必要な質向上のための研修等の機会を確保されるよう、総合的な検討が必要であるということを記載してございます。

こうした保育の質の向上に関する取組につきましては、令和2年6月に取りまとめをしております「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」での議論の取りまとめ、こうしたものを踏まえながら実施していくべきであるという記載をしてございます。

前項の保育士の確保方策と併せ、次回の保育所保育指針の改定に当たりましては、今回の検討会での議論、それから子ども目線での行政の在り方に関する検討の結果等を踏まえまして、地域子育て支援に関する記載を充実していくこと、あるいは認定こども園、幼稚園の要領や研修内容等の更なる整合性を図ることや相互交流も含めた研修機会の確保などによりまして、一定以上の保育の質を確保できる体制づくりを推進していくことが必要であると記載しております。

長くなりましたが、事務局からは以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

事務局から、取りまとめ案の素案について提示いただいたところです。この検討会では、人口減少地域を含めた本日の取りまとめ素案について幅広く御意見をいただきたいと思っております。

今回は、取りまとめの議論ということもあり、皆様を順番にまず指名する形で、お一人

3分、めどということですが、で御発言いただいて、その皆様からの一通りの御意見を踏まえて、さらに御意見ございましたら、その後は挙手いただいて、私のほうから指名させていただきます。その際も、再度、一人3分程度ということで、制限はいたしません、御配慮いただきながら発言をいただければと思います。

それではまずは、恐縮ですけれども、名簿順に私のほうから指名をさせていただきますので、御意見等いただけたらと思います。

大変恐縮ですけれども、名簿順でいきますと、最初、石井先生になっておりますので、御発言、よろしく願いいたします。

○石井構成員 よろしく願いいたします。

取りまとめの素案についてですけれども、これまでの議論の内容がよく随所にまとめられているなあと感じました。また、論点は4つの柱なのですが、それは相互にすごく密接に関わっている部分が多くて、横断的に、あるいは柔軟にやっていくということが大切なのだなというのを感じました。今回、その中で特に注目したい点について一つ一つお話をさせていただけたらと思っています。

保育士の確保等々、あるいは保育所が様々な地域で保育を行っていく上で、量の拡充は見えてきた現在、園の保育の質の確保、あるいは向上というところがやはり大きなテーマになるかなと考えます。

保育、あるいは子育て支援の、今回示された様々な制度、様々な方向性の中で、ある制度を1つ使っていくということではなくて、いかに横断的に使えるか、あるいは柔軟に解釈して使えるかということが今後の方向性なのかなと感じました。理念とかハウツーで示されたことをそのままやるということではなくて、今後、その園とか地域でどういう目的で、どのように具体的に使っていくかという方法論の構築や検討が必要なのではないかと感じました。

例えば9ページ、11ページにありましたとおり、巡回支援事業なんかを使いまして、質を高めるための園内研修を行っていくですとか、自己評価やりっぱなしではなくて、その自己評価の改善、実施に向けた助言等を得る機会にしたり、第三者評価を受けて、受けるまでで、終わったらゴールみたいな感じが出てしまうのですけれども、その後具体的にどう改善していくかということですか、外国籍の子ども、あるいは障害児等々が入った場合にどのようなクラス運営、あるいは園運営をしていけばいいのだろうか、あるいは保護者への子育て支援をしていったらいいのだろうかということがトータルで考えられたらいいかなと考えています。

また、特に人口減少地域では、その状況に合わせて行政担当者と現場の方たちがともに保育を考えていけるような、行政の人も交えたような具体的な研修ですとか、制度を生かしたパッケージプランみたいなものの提示、それぞれの地域ごとにその地域にふさわしいプランの作成に資するような行政、あるいは民間、現場、一体となった配慮が必要なのかなと考えました。

ICTとか、そういったものも決してゴールではなくて、それを活かしてどのようにやっていくかという側面が重要かと思っておりますので、今後のそういった状況に合わせたプラン作成に資するような素案の方向性となったのではないかと考えます。

以上です。

○倉石座長 端的にまとめていただいております。ありがとうございます。

それでは次、古賀委員、お願いいたします。

○古賀座長代理 ありがとうございます。

大変な取りまとめをいただきまして、ありがとうございます。1ページ目から順番にいきたいと思います。

「はじめに」のところの5ポツ目についてですが、2つ目の文章に、「保育所が、認定こども園、幼稚園とともに、地域における小学校就学前の保育・教育・子育てをどのように担い、子育て家庭を支えていくかが大きな課題となっている」とありますが、ここで、保育・教育だけではなく、子育てを担うとしたのはどういった意図があるのかと思いました。

子ども・子育て支援法第2条に「子ども・子育て支援は、父母、その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに」とございますように、基本的に子育ての第一義的責任を有するのは保護者であって、保育所等は、保育、教育、子育て支援を担うというふうに私のほうでは理解しておりましたけれども、これは子育てではなく、子育て支援ではないかと感じました。

7ポツ目についてです。ここで「特に0～2歳の発達支援」とされているのはなぜでしょうか。ほかのところでも、0～2歳というところに力点を置いた記載がございますけれども、特にこの箇所については、0歳から就学前の子ども全ての発達支援を保育所は連続性を持って行う施設であって、特に2歳児までに焦点を当てる必要性というのがちょっと理解できなかったところです。「0歳からの発達支援」でよいのではないかと感じました。

それから、5ページ目に移ります。下から3行目です。ここに「他人とともに過ごし遊ぶことにより」と書かれているのですが、この「他人」は、保育所保育指針の記載では「他者」とされていると思っておりますので、ぜひ「他者」のほうを使用していただけるとよいかと思いました。

それから、6ページ目です。上から2つ目の○につきまして、ICTの活用についてですが、システムを構築しても利用につながらない、先ほど石井先生のほうからもございましたけれども、そういったことのないように、母子保健や健診等における周知の仕組みなど整え、確実な利用促進につなげる方策をとるなど、ちょっと踏み込んだ記載が必要なのではないかと感じました。これが深刻な育児疲れによる虐待等を防ぐものとして、しっかり利用につながる流れをつくれるようにしていただきたいと感じました。

同じく6ページ目のii)の「発達支援や配慮が必要な児童への支援」というところの3つ目の後半ですね。「外国籍の児童を受け入れるための加配職員については、必ずしも保

育士である必要はなく、求められるニーズに応じた職員を適切に配置することができるような仕組みとすることが必要である」とありますけれども、求められるニーズに応じた職員というのはどのような人を指すのかというのが非常に曖昧な印象を受けました。外国籍児童については、言語発達、関係発達、保護者支援、小学校への接続などしっかりやらないと、発達のリスクを抱えることにもなる非常に重要な支援の一つであるにもかかわらず、研修体系が整っていません。また、受け入れ経験のない園では、課題意識が低く、年度途中の転入によって急に当事者となってしまいうというのが特徴の保育の課題です。

誰でもいいというふうに読んでいるわけでは決してないのですけれども、求められる専門性が曖昧な上に、研修体系が整っていないというのは非常に心配なところです。12月には厚生労働省主催の保育実践充実のための中央セミナーが開かれ、また、特別な配慮を必要とする子どもの保育についても分科会が持たれますけれども、全体としてセミナー参加者が少ないという状況です。厚生労働省の調査事業で実施されている外国籍等の子どもへの保育に関する調査研究や事例集の周知も十分とは言えないと感じています。これまで行ってきたことを活用したり周知しながら、質の高い支援が行われる仕組みを整えていく方向性をしっかり示していただきたいと感じました。

10ページ目に移ります。「保育士の確保方策」についてですけれども、保育士試験について、これまでの検討会で取り扱ってこなかったのがちょっと恐縮ですけれども、様々な人が保育士になりたいと希望した際にアプローチできる方策の一つかと存じます。しかし、その内容について、科目によっては余りにも詳細で、保育実践から乖離したような知識を問うていないかであるとか、また、科目や年ごとの合格率に大きなばらつきがないかなど疑問を持つこともございます。

保育士の確保方策として、またこれまで申し上げてきたように、入職後の専門性の向上が重要であるということを含め、決して試験をやさしくしてほしいというつもりはございませんけれども、基本的知識及び理解のチェックという目的に即した各科目の試験内容の適切性についても検討していただきたいと思えます。

同じページ、「保育士の資質向上」についてですけれども、ノンコンタクトタイムに関する記載については、ICT活用による効率化や振り返りを行うスペースの確保に対する支援となっています。

保育の質向上に欠かせない日常的な保育の記録や計画、教材研究、環境整備として重要なノンコンタクトタイムの時間確保についての記載はなく、このままだと各園における自助努力任せ、つまり、現在のままということになるかと思えます。進んでいる園にはあるが、そうでない園にはないということになってしまいます。ですので、ノンコンタクトタイムは保育の質向上に重要な時間と位置づけ、その時間が勤務時間内に確保されるような方策がとれるような記載の工夫をしていただけるとありがたいかと思いました。

それから、12ページ目に移ります。

○倉石座長 先生、ちょっと時間ありますので、簡潔にお願いしていいですか。すみませ

ん。

○古賀座長代理 はい。すみません。

下から2つ目の○になります。「保育補助者の活用や、地域の子育て経験者の更なる活用により、地域全体での保育の提供を支えていくことが求められる」とありますけれども、常勤の有資格者の職務負担がこれ以上重くなったり、一定以上の保育の質確保がなされる仕組みが崩れていくようなことにつながってはならないと思います。現在の仕組みにおいても重大事故が起きていることを見逃すことはできませんので、保育補助者を含めた定期的な研修の在り方や質評価システムの構築とともに、慎重に議論すべきであることを押さえていただきたいと思います。

あと1点だけよろしいでしょうか。

○倉石座長 はい。

○古賀座長代理 すみません。

13ページ、それに引き続いてですけれども、タイトルに「保育士の資質向上」とありますけれども、先ほど申し上げた保育補助者の活用や、高齢者を含む地域の子育て経験者の更なる活用ということは述べていることもありますので、「保育士等」とすべきではないかと思います。また、これまでも常勤でない保育士の研修の難しさ、資質向上の難しさは指摘されているところですので、保育所で子どもが関わることになる大人の研修システム全体に目配せすべきであると感じました。

すみません。長くなりましたが、以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

それでは次、坂崎委員、お願いいたします。

○坂崎構成員 坂崎です。

今日はざっくりした資料を皆さんのほうに提出しておりますので、よければそれを見ながらお願いいたします。

今、お二人の意見を聞いて、ああなるほどなと思うところがたくさんありますので、また加筆訂正等をするところもあると思いますけれども、現時点での意見を述べたいと思います。

長らく子育て支援の社会資源として市町村に根づいて、プロフェッショナルとして地域の小学校、就学前の児童、特に0～2歳児の発達支援と保護者支援を担ってきた保育所と保育士がこれからの時代にふさわしい役割を果たすことが期待されていると思っています。

特に今春、1～2歳児の入園率が初めて50%を超えました。50.4%という、今でありますれば、その期待は今後の保育所・保育士にとっては大きな使命になるものと思われま

す。そのため、地域目線での支援体制の構築が一刻も早く望まれるのではないかと思います。

2番に、「論点ごとの取り組むべき内容や今後の施策の方向性について」(1)人口減少地域における保育所の在り方。全体におきまして、①、②、速やかに開始すべきものと

中長期的な課題として検討すべきものと課題が整理されたことは非常に大きいと考えています。速やかに対応する点では、社会インフラとしての持続可能な保育体制の提供の各市町村に対しての働きかけが今後も必要とされると思います。

多機能化につきましては、4ページに記載されている1～2歳児の一時預かり事業などの13事業化や児童発達支援事業等への取組へのインセンティブも必要だと考えます。中長期の課題のうち、いわゆる公定価格に関しましては、私、一番最初の案でまだ白紙の段階で書きましたので、このようになりましたので、まだまだ加筆する部分があるのですが、公定価格に関しましては、これまでの待機児童という観点から、人口減に対応して、全国を平準化したものや、逆に、人口減に特化したものまで検討する必要があると思います。公定価格のもともとの措置費の成り立ちから、運営委託費、そして今の公定価格となってきたわけでありますけれども、これらの検討の課題は、初めからその地域の指定があり、地域区分があり、その中でつくられてきたわけですが、もうそれだけでは対応し切れないところが現実として制度疲労を起こしていると考えますので、非常にここについてははっきり書かせていただきました。

特に過疎地の小さな定員にて月曜日から土曜日までの保育66時間体制の職員勤務ができる状態というのは、確保は急務と考えますので、それらを考えますと、公定価格そのものの考え方を検討する必要があるのではないかと思います。

併せて、現在、3歳児の15：1加算同様、1歳児や4歳児の定数削減をして加算することを望みたいと思いますし、これらについては、人口減という問題に加え、「保育の質」という問題においても大きな効果があると考えます。これは10ページ以降の保育士の確保等に入る事項かもしれないと思っています。

また、上記13事業の見直しを含め、保育を必要とする子に対しての手厚い仕組みとともに、社会の様々な問題の一部受け皿になるものへの対応も必要だと考えます。

ただし、こういうことが、保育士を含めて職員の過重労働が問題視されている昨今を考えると、やはり公定価格の設定の仕方としての土曜日問題など再検討が必要ではないかと私考えます。

(2) 多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援です。急務であることは間違いありません。例えば5ページから6ページに記載されている児童発達支援の一体的な支援体制の構築によるモデル事業化（ICT化も）は、早急な検討が必要であると思います。

(3) 保育所・保育士による地域の子育て支援。9ページの巡回支援事業の必要性は保育所にもありますけれども、同様に認定こども園にも行うべきであると考えます。

(4) 保育士の確保・資質向上等。人材確保のため、保育士の処遇改善は必須であります。特に今回行われております国の公的価格評価検討委員会で論議されている「賃上げによる収入増」の実現をぜひお願いしたいと考えます。

さて、「全体としてのまとめ」ですが、今回の検討会は、今後の保育所・保育士の在り方だけではなく、日本社会の今後の姿を考える大きな機会であったと考えます。

子どもが社会の希望であることは、誰もが理解していることであります。幼児教育や保育の更なる充実は、質の改善も含め望まれている一方、施設保育に入所していない主に3歳未満の子どもや保護者への支援、また入所していない一部の5歳児の支援も必然だと考えております。

また、貧困、障害、虐待のある子どもや家庭について、縦ではなく横のつながりで包み込んだ施策が望まれていることも周知のとおりです。これらを推進するに当たっては、施設側、特に働き手である保育士の現在の負担を考慮して進めてもらえることを望みます。

最後に、今後、少ない子どもとその家庭の抱える不安や悩みに対して、地域の支援体制の構築とともに、特に人口減の保育体制に関しては各市町村が責任を持って行うことを記載して発言を終わりたいと思いますが、もう一度、自分の書いたことも含めて、再度検討しながら最終案をまとめたと思います。ありがとうございました。

○倉石座長 ありがとうございました。先ほど古賀委員から幾つか文言の訂正案が出ていますので、またこれは一通り御意見をいただいてから、事務局のほうで少し御返答いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは次、坂本委員、お願ひいたします。

○坂本構成員 おまとめいただいて、ありがとうございます。気になったところを少しお話ししたいと思います。

まず、この取りまとめ案の最終にはデータ集などは入るのでしょうか。全体的にこの検討会を通して様々なデータを御提示いただいたのですけれども、その取り入れが少ない印象を持っております。

例えば「はじめに」のところなどでも、先ほど古賀委員から御指摘があったような0～2歳児の「いわゆる『未就園児』を養育する家庭が孤立し」という、ポツの4つ目のところですね。0～2歳児をなぜ特化して指摘するかというと、ここは、64%もの子どもがどこにもつながっていないことが事実としてデータで示されたと思います。ここら辺には数字を取り入れていただきたい。全体を通しての印象でございます。

それから、7ページ目、(3)の「保育所・保育士による地域の子育て支援」でございます。ここでも、i)の○の1つ目に、「特に0～2歳の児童やその保護者については」という文言があるのですけれども、ここにこそさらに、64%がどこにもつながっていないことをデータで入れていただきたいと思います。

それから、ここの地域子育て支援に関するところですが、地域子育て支援拠点事業ですね。これは今現在、7560カ所ほど全国でありますけれども、そのうち47%が保育所・認定こども園等で行われております保育所の地域子育て支援を語る上で、やはり多くの拠点事業として専門の部門をちゃんと備えていращやる。これは地域子育て支援を保育所が専門性を備えてカバーする大切な方向性なので、もう少し踏み込んで示していただきたいと感じております。積極的な子育て支援センター・地域子育て支援拠点の併設というようなことが具体的文言で示されているところがないので、踏み込んで記述していただき

いなあと思います。

全体を通して、議論の中でもありましたけれども、様々、多様な保育のニーズや子どもの状況に人口減少している小さな自治体さんが対応していく上では、保育も含めた多機能化というところが今後の方向性としてきちんと読み手にイメージできるようなまとめ方にしていきたいなと思います。

細かくいろいろな方策の提案があるのですけれども、では全体通してどんな方向感なのかということがもう少しクリアーに出てきたほうが分かりやすいのではないのかなと思います。

それから、「ここ de サーチ」が紹介されているのですけれども、これは結構、保護者の人たち、期待して検索すると入っていない情報がすごく多いのですね。これからということかもしれませんけれども、今の ICT 化の期待のスピード感というところでは、ここは本当に、ここにアクセスすれば基本的なことは全て分かるというふうに、各園の御協力が必要になってくるかと思っておりますけれども、充実・拡充、あと、利用、利便性の向上というところをもっと強力に言っていただきたいなと思います。

「ここ de サーチ」の情報がコーディネート等に有益に活用できるようになっていくことが必要かと思っておりますので、保育園の ICT 化、運用、利用の部分だけではなくて、提供する提供の仕方に関する研究もちょっとやっていただきたいなと思っております。

○倉石座長 ありがとうございます。

それでは次、高谷委員、お願いいたします。

○高谷構成員 それでは、発言させていただきます。全体としては非常にうまく構成員の意見を取りまとめられたすばらしい案だなあと思います。

まず最初です。国の施策として待機児童対策を主軸としてきたところから一歩進めまして、それ以外の人口減少地域を含む多くの地域での良質な保育の提供の継続等を、国としての保育施策の大きな柱として位置づける方向性をこの検討委員会でまとめられたことは非常に重要なことであると認識をしています。

また、0～2歳の未就園児の子育て支援の充実を図ることが、虐待防止を初めとしまして、地域の中で孤立した子育てを強いられているケースへの対応として様々な効果があるということを経験できたこと、これも大きな前進ではないかと思っております。

ただ一方で、そのための重要な位置を占める保育所、こども園という職場が生涯働くことができる魅力ある職場であることを支援する体制づくりが必要であるとの重要な課題が提起されました。今私たちの仲間が最前線で人材確保に本当に困窮しているということが、生涯働くことができる魅力ある職場であるのかどうかという課題をまさに国民から投げかけられているのではないかと思っております。

個別のお話として、特に公定価格について、5 ページの ii) の○の3つ目でしょうか。

「人口減少が著しい地域に特化した形での新たな支援も検討していく必要がある」と言われていますように、運営において、今日、明日の課題にまさに直面している地域もありま

す。この原案では、中長期的なこととして一応一定の整理をされておるのですが、これはぜひ早急な対応が必要な部類に入るのではないかと思います。重ねてお願いしたいと思います。

それから、古賀先生のほうからもありましたノンコンタクトタイムですね。これはスペースの支援、これも当然必要なのですが、時間、それから人材、これは人材確保との関係もありますが、ノンコンタクトタイムのことをお願いしたいということと、坂本委員からありましたような、「ここdeサーチ」のなかなか情報がないというところ、これも同感でございます。実は我々の自治体からは一切協力依頼はありませんで、ばらばらになっているのではないかと、ひょっとして行政からの出し方がまさに縦割りにになっているのではないかと、どこかで詰まっているのではないかと非常に思ったこと、まさに指摘されておられるとおりでございます。

それはそれとしまして、いろんな形での意見集約が実現しましたので、この検討委員会の意見を踏まえまして、国において実効性のある形で施策を実現、具体化を心から希望するところでもあります。

また、これは大事なことだと思いますが、今後このような施策を実施していくに際して、どうしても地方自治体との意識の共有、協力体制というのが必要になってきます。これまでの検討会でも自治体の意識や取組について様々な国の思いとは異なる方向へ進んでしまっている面も指摘させていただきました。そのような現場と地方行政の意識の乖離をなくすために、条例に基づく地方版の子ども・子育て会議が活用されなければならないと思っています。

しかしながら、自治体が保護者の皆さんや私たち施設運営者、ステークホルダーの意見を聞くべき、地方版の子ども・子育て会議が、新制度開始後、事実上休眠状態にある地域もあります。平成25年に子ども・子育て支援法によって条例で置くように努めると定められながら、その後活用されていないというところもあるようです。今、時代の変革期において人口減少社会での子ども支援・子育て支援の在り方を検討していくに際して、この地域に密着した地方版の子ども・子育て会議の有効活用を再度徹底すべきだと考えますが、今の原案には入っておりませんので、ぜひその件もよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございました。

それでは続いて、田中委員、お願いいたします。

○田中構成員 高知県、田中です。前回欠席してしまい、申し訳ありませんでした。

取りまとめ、ありがとうございました。私からは、細かなところで4点発言させていただきます。

1点目、この取りまとめの中で、就学前の子どもへの保育の提供、それを担う保育所、これが人口減少下でも大変重要なのだというそもそもの認識をもう少し強調できたらとい

う感想を持っています。例えば2ページの「はじめに」の辺りや、3ページの一番下辺りで、例えば地域を維持していく上で欠かせないインフラの一つである保育所といった文言が入るといいのかなと思いました。1点目です。

2点目は、7ページの地域の子育て支援です。7ページの下のところ「地域の子育て支援機能を強化」とあります。この強化の目的は、もちろん孤立した子育て家庭にもっと寄り添うというものでしょうが、保護者御自身の子育て力を向上していただくという、そのために支援するという視点もあればいいかなと思っています。

前後の文脈からおかしくなるかもしれませんが、例えば8ページの○の4つ目、「情報提供に当たっては」とあります。そこに、「保育所の保育情報だけでなく、保育士の知見を生かした望ましい子育てに関する情報なども併せて提供」とすることはどうかと考えています。決して保育士の負担を増やすという意図ではありません。子育てのプロ、子どもと生活するプロとして既に持っている知見を生かすことができればという趣旨です。

あと2点です。そのページの一番下、○の一番下ですが、「国は」から始まっておりますが、その後、様々な機関との連携になりますと都道府県も関与することが想定されますし、しなければならないときもありますので、「国は」の後、市区町村でなく、例えば「地方自治体など」としていただければいいかなと思いました。

最後、12ページです。○の下から3つ目、「保育士の確保方策」のところの「人口減少地域での保育士の確保に向けた支援についても、更に目配せ」とあります。前段で、例えば地域枠保育士でありますとか、いろんな方向性も具体的なものが出ていますので、ぜひこの目配せを「充実させる」といったちょっと強目の記載にいただければいいかなと思います。

以上です。

○倉石座長 具体的なところを御指摘いただいて、ありがとうございました。

では、続きまして遠山委員さん、お願いいたします。

○遠山構成員 相模原市の遠山です。よろしくお願いいたします。

資料2の8ページに、私がしゃべろうと思っていることを簡単にメモさせていただきました。

まず1点目の「人口減少地域における保育所の在り方」のところ、3ページ以降にある人口減少地域のところの人口減少地域とは何ぞやというところは少し本編のときには説明が必要かなというところがございます。

それから2点目の未就園児のところですが、0～2歳児、これは様々な委員の先生方が発言されておりますけれども、例えば幼稚園に行こうと思っている方は、0～2歳のときは家庭にいらっしゃるわけで、そういう面では、0～2歳児の記述、これは大切とは思っていますし、主に今まで保育所が担ってきたことも事実だと思っているのですが、3～5歳児で未就園児の場合は、例えば低所得だとか多子だとか、あるいは外国籍、障害など何

らかの課題があるのではないかというところで、ちょっとここら辺も注意をしたほうがよろしいのかなと思っています。

それから、公私連携型保育所のところですが、第4回の資料でも出ささせていただきましたけれども、公立保育所としての役割というものが、例えばセーフティネットであったり、質の向上に向けた役割、こういったものが本市の場合では考えているわけでございますけれども、各自治体では、公立保育所、多くはないかもしれませんが、あるわけで、その役割についても触れておくべきではないかなと思いました。

それから、4ページから5ページぐらいにかけて、市区町村が保育所や認定こども園等の役割分担の整理ということですが、非常に現場での感覚としては施設類型が煩雑で、前にも話をしたことがあるかもしれませんが、多くの保護者がなかなか各施設の役割というのを十分に理解されていない、こういう状況の中で、いろいろ市のほうでも御説明しているところですが、これが人口減少下にある市区町村が保育所や幼稚園などの施設側と調整の上、役割をちゃんと整理できるのかどうか。例えば、今、文科省のほうでは5歳児の共通プログラムを検討中だということを報道で目にしています。また、幼保一元化の先送りだとか、あるいはこども庁についても少し年次が先送りになるのではないかなというような報道も出ています。

こういった中で、国レベルの調整でもなかなか難しいというところの中で、市町村の現場でもかなり難しいのかなということを印象としては持っています。

それから、6ページの「多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」のところ、医療的ケア児、これは私、何回も発言させていただいているのですが、基準を見直して、保育所と児童発達支援との一体的な支援が認められれば、医療的ケア児の受け入れはより進むと考えておりますので、この基準の見直しにつきましては強くお願いしたいと思っております。

それから、8ページのところで、地域住民への保育に関する情報提供の義務化というところが、保育所・保育士による地域の子育て支援のところから出てくるのですが、本市でも先週の保育園の園長会の中で、子育て広場事業については全園で実施していこうということを改めて、この重要性を鑑みたく確認したというところがございます。

最後の「保育士の確保・資質向上等」の保育士の処遇改善の部分につきましては、やはり地域区分により自治体間に差が生じていて、自治体側では給付費にさらに一般財源で上乘せをして独自の処遇改善を行っています。なかなか消耗戦になってきているというふうな状況の中で、これは第6回でも言わせていただきましたが、更なる処遇改善、今、検討中ということ、決まったこともあるようでございますけれども、財源の確保も課題ではございますけれども、重ねて改善をお願いして、私からの発言とさせていただきます。ありがとうございました。

○倉石座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、開委員、お願いいたします。

○開構成員 よろしくお願ひいたします。

それでは、ページ数を挙げて少しお話をさせていただきます。

2 ページのほうですけれども、「時間軸的にも包括的に家庭をフォローするなど」ということで、「面」としての支援ということですが、やはり時間軸ということですが、「立体的に」というような言葉がよろしいのではないかなということですが、次は3 ページです。

3 ページに、一番下から2 行目ですけれども、「公立保育所を含めた保育所全体」と書いてありますが、読みようによっては、私立はどこへいったのだというようなお話にもなりますので、公私立としたほうがいいのかと思っております。

4 ページにつきまして、公私立とか法人の連携ということですが、やはり公私格差、給与、待遇ということ、そして、私立同士でも理念、方針がやはり違う。そこでのどう進めればいいのかという事例、グッド事例が出ればいいのかと思っております。

そして、同じく4 ページではありますが、この前も論議になりましたけれども、一時預かり事業という言葉自体を少し考えていただければどうかなと思っております。一時的にとか、あと、預かるという言葉がどうしても後ろめたさ、ちょっとネガティブな印象を与えているのではないかと思うのですね。もちろん、保護者が第一義的責任があるということではありますけれども、やはり0～2 歳、どうしてやらなくてはいけないのか、こういう事業をとということですよ。リフレッシュ等、あとレスパイト、あったかと思えますけれども、こちらをやはり共に育てる、共育て事業ですとか、外国ではストロングスタートということもあるかと思えます。そのようなところの言葉で改めていくということも考えられるかと思っております。

5 ページ、9 ページで、そもそも地域の子育て支援、なぜやるのかというところですが、インセンティブということが出ておりました。お金がつくとか予算がつく以前の話で、そもそも御家庭で子育てすればいいのに、私たちがどうして地域のことまでするのですかという意味ではなくて、地域の子育てを支援することで、問題が起きたときに対症療法ではなく、予防になるのだということですね。0～2 歳、特に虐待が多くなっているといったようなデータ等ですね。先ほども出ておりました。そういったところを確認することを園に義務化していくことは可能かと思っているのですね。

今は、意識ある方たちが研修で知って、ああ、こういうことが保育で大事、最先端のデータはこれですねとされていますけれども、毎回ここは見てくださいね、こういうことを保育所保育指針解説等で書いていただく地域子育て支援の意味ということも含めてお願いできればありがたいかなと思っております。

6～8 ページですけれども、妊娠してから、そこで支援していくということで切れ目なくということですが、後からでもちょっとお話ししますけれども、妊娠してからでは遅いと。これは何回もお伝えしておりますけれども、妊娠して、どうしようかと途方に暮れられる方たちってたくさんいらっしゃると思うのですね。その前からのことをぜひ書

いていただきたいなと思っております、これは保育所保育指針だけの話ではないかもしれませんが、そこをぜひお願いしたいと思います。異変に気づくというお話ですけれども、では普通の子育てというのはあるのかというのは、私、大変疑問でございますので、そこらはずいぶんお願いいたします。

6 ページ、先ほど古賀先生、外国籍等で曖昧、専門性というお話ではありましたが、研修等でそういったことをきちっと支援していくという体制、それはとても大事なと思いますけれども、多分現場のほうでは待たなしで、何か対応したいなということもありますので、柔軟な枠組みで、まずちょっとそこに予算がつくといったところですね。翻訳できる方とかいったところが求められている場合もあるかと思いますので、そちらと硬軟併せたことかと思えます。

10 ページです。高校生からとなっておりますが、中学生からにしていきたいなと思っております。結構、14歳などでいろいろ保育体験しておりますので、そういったところからももう少し長くしていただくということ。それを含めまして、地域の子育て支援力を向上するところの「地域の」にぜひ学校教育を入れていただきたい。学校ですね。これも何回かお伝えしておりますけれども、小学校、中学校、高校家庭科等、そういったところで保育、保育士の役割。そして、望ましい子育てと伝えていくと、これはプレッシャーになる可能性はあるかと思っております。

あなたがやらなくちゃいけないのよと、例えばの話、思ってしまうと、これは孤立化になるかと思えますので、ではその望ましい状態と言われるものになるためにはどのようにつながればいいのか、どう助けを得ることができるのかというメッセージを絶えず出していく、それが子育ての情報ではないでしょうかというようなところをぜひやっていただきたいなと思っております。

あと3点だけいきます。12ページでございます。わいせつとか体罰とか不適切などということですが、個人の資質の問題にしてしまうと、そういう人がたまたまいたからねということになってしまうのですが、個人の研修ではなく、組織、施設での研修ですね。わいせつ、体罰、不適切ということをぜひ研修義務化をしていく。施設に、組織として。これはとても大事なことかなと思っておりますので、そういった方向性、お願いできたらと思っております。

保育所保育指針解説等で、このようにすればいいよということを書いてあるかと思うのですが、不適切な保育、幼児教育の例は、日本は余り書いていないかと思えます。外国ではこれを書いていらっしゃる場所もあるかと思えますので、ぜひ御検討いただきたいということでございます。

12ページにいきます。保育補助者、高齢者等ということですが、現場で一番お聞きしているのが、年上の方に正規職員、若手の方がいらっしゃいますとなかなか指導できない。なかなか言いにくい。そして、退職された園長先生とかが補助で入っていただく等も含めて、どのようにマネジメントしていけばいいのか、このような知恵ということでぜひお考

えいただきたい。そして、人口減少地区では、そもそも保育士の応募がない、養成校もない、なれない、目指さないというお話になっています。そして、少数の目指す方は、地元出身の若者が都会に持っていかれます。給料、待遇の格差ということです。これにつきましてぜひお願いしたいです。

最後、13ページです。研修の義務化というのを考えていただければどうかと思っております。今、教員免許更新講習のほうは違った形でということですが、保育士キャリアアップあるではないかということかもしれませんが、一回受けたらそれで終わりではなくて、定期的に研修を受けていくような制度。教員のほうは教員資質指標というのがあります。養成分階、採用段階、研修段階といったようなところで、そのような切れ目ない資質向上のものをつくっておられますが、保育士は、一方、どうでしょうか。というところをぜひお考えいただき、量から質に転換するということであれば、保育現場としては、例えば看護ですとか薬剤師というところは、短大、専門学校ではなく四年制、そして大学院となっておりますけれども、そのような現場の声はあるのでしょうか。質への転換ということであれば、ぜひ今後御検討いただくこともあるかと思っております。

以上でございます。

○倉石座長 御意見いただき、ありがとうございます。

では次、星委員、お願いいたします。

○星構成員 星です。まとめていただきました素案を読ませていただき、気になった部分について発言させていただきたいと思っております。

まず、2ページの「はじめに」の部分の最下段のポツですけれども、保育士（音声途切れ）保育と保護者支援を担うのが本来の役割・業務であり、その役割を全うすることを前提とした上での方策、体制づくりが必要（音声途切れ）地域による保育所なしでは、まさにこの表現に基づいた人員の確保、財政支援策を充実させなければ、保育所・保育士による地域子育て支援を担うことは（音声途切れ）大きな負担があると考えております。

その意味では、適切な表現をさせていただいていると思っておりますけれども、施策の推進に当たりましては、前にも発言させていただきましたけれども、児童数の減が保育士の余裕と考えるのではなくて、記載にありますとおり、本来の役割、業務の確実な提供体制の維持・確保を大前提に進めていただくことを期待したいと思っております。

続いて3ページ。

○倉石座長 星委員、御発言中、すみません。ちょっと音声途切れしましたので、今のは何ページのところかだけ、もう一度おっしゃっていただいてもいいですか。今、御発言いただいたところ。

○星構成員 2ページです。聞こえますか。

○倉石座長 はい、聞こえているのですが、ちょっと音声途切れがちでして、最初の御発言いただいたところ、2ページの箇所だけ言っていただければありがたいです。

○星構成員 2ページの一番下の●の部分です。

○倉石座長 分かりました。「他方で」のところからですね。

○星構成員 はい。

○倉石座長 分かりました。ありがとうございます。では続けてお願いいたします。失礼いたしました。

○星構成員 この次からでよろしいですか。

○倉石座長 はい。

○星構成員 それでは、次、3ページの下段の「人口減少地域における保育の確保策」の「公立保育所を含めた保育所全体の運営の在り方や、認定こども園、幼稚園を含めた子育て支援のそれぞれの機能、役割に着目した位置づけなどについて整理・検討し」という部分でありますけれども、これについては、保育所・保育士に対する施策の検討についてはどうしても公立保育所に対する施策が見えづらい印象を持っているところであります。

今後は、それぞれの機能・役割によって、公私連携、認定こども園のような手法による公立保育所の民営化などが進むことと考えておりますけれども、この場合、人口減少地域ほど地域内における保育提供体制の整備に向けた施策が必要でないかと考えております。

続いて、10ページの「保育士の確保方策」の○の2つ目です。保育士の数が増加しておりますけれども、定着率が高いとは言えないという部分ですけれども、この部分について、保育士が増加しているにもかかわらず、不足している現状を踏まえまして、その理由、定着率が低くなることの理由、要因について、ちょっと記載を加えたほうがいいのではないかと考えております。

続いて12ページ、ちょっと細かい部分ですけれども、「保育士の確保方策」の○の2つ目です。「特に人口減少地域においては、地元出身者が地元の保育士養成校を卒業」というところですが、これが地元には、田舎のほうでは養成校がないものですから、都市部の養成校に進学して、卒業しても地元には戻ってこないというような表現にしていただけならなと思っております。

以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。最初のところ、補足いただいて、ありがとうございます。失礼いたしました。

では次、堀委員、お願いいたします。

○堀構成員 堀でございます。

既にもう先生方からも大事な視点が提示されておりますけれども、まず、事務局の皆様には、この多くの議論が展開されている中で要点をまとめてくださいます。またスピード感を持って取り組んでくださり、感謝申し上げます。

この記載内容についてですけれども、先生方からの御指摘の点に併せて、重なる点については省かせていただきます。それ以外の、あるいはちょっと加えさせていただきたい点、3点について、まず記載内容についてお話しさせていただければと思っております。

まず、6ページの一時預かり事業について、先ほどは開委員からも、一時預かりという

文言についての御指摘がありました。私も実は以前から、この表現については気にかかる
ところだったのですけれども、例えば「預かり」という言葉を「保育」という言葉に変え
たり、一時保育、また、保育となるとシステムの問題になりますので、ニュアンスは異な
ると思うのですが、何か今回を機に検討できないかということは考えております。

これが本題ではないのですが、6行目の一時預かりの利用の前に、「事前に施設
見学や」という記載がありますけれども、それに加えてですが、例えば相談事業などの利
用ということを経めていただきたいと思います。

かねてから申し上げているように、子育て支援機能としての保育所の役割は非常に重要
だと考える一方で、やはり短期的な本当に単発での利用というのが保育者の負担となっ
ているということは実態としてありますので、継続的な利用が可能であれば望ましいと考
えておりますので、そうした文言を加えていただきたいと思います。

併せて、7ページのところの、先ほど田中委員からも御指摘がありました保育者の負担
増ということだけでなく、子育て家庭のエンパワーメントを高めるという点も私は必要か
と思っておりますので、7ページ目の下段のほうですね。「保育所・保育士による地域支援」
のところに、「子育て家庭の子育てに関するエンパワーメントを高めるため」というよう
な記載を加えていただきたいと思います。

続いて12ページの保育者の資質向上のところ、わいせつ保育士に対する対応のところ
ですけれども、12ページの3行目辺りのところに、研修ということがありましたが、施設
全体での研修ということがあったと思います。そこに子どもの人権を守るというような記
載、人権という記載が今回なかなか見当たらなかったもので、人権ということをご加
えていただければと思っております。

最後になりますけれども、今回の議論は、全く新しい取組を始めるのではなく、これま
でに取り組んできたことを検証し、また広げて深めていくことであったと思います。効果
的な取組や先駆的な取組を評価していく仕組み、これが大切だと思っております。保育者の
地位向上を困難にしている背景には、社会の中での保育の重要性がまだまだ認知されてい
ないということがあると考えます。保育所は一部の利用者だけのもので、子育て機関は濃
厚でありながらも短いために、その時期を過ぎるとなかなかその重要性を継続的に理解し
ていただきにくいということがありますので、各地域に存在する保育所が、近くて遠い存
在ではなく、子育て家庭の子育てのよりどころとなっていくこと、これが保育所の地位向
上にもつながっていく、理解が深まっていくということにもなると思っております。

まずは以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、お待たせしました。森田委員、お願いいたします。

○森田構成員 ありがとうございます。森田でございます。よろしくお願ひいたします。

私からはまず、資料の御説明をさせていただければと思います。資料2の10ページから
が私の提出資料です。大阪府社会福祉協議会の保育部会で実施したスマイルサポーター事

業の相談事業等に関するアンケート結果です。大阪府内に施設が730カ園あるうちの約3割ほどにご回答いただきました。そのうち、スマイルサポーター配置が0名というところも4%ありますが、反対に、研修を受けて10名以上配置していただいている施設もたくさんあります。2～4名配置という施設が約5割となっています。

そして、11ページの下、子育てに関する相談と子育て以外の相談の割合については、約17%が子育て以外の相談になっています。12ページに子育て以外の相談の内訳を掲載していますが、「障がい」「就労・失業」「母子・寡婦（夫）」の順に多くなっています。相談経路も、保護者からが半数以上ですが、これだけ多くの機関からの相談を受けているということをご確認いただければと思います。

それと、13ページは、スマイルサポーター事業ではなく、大阪のしあわせネットワークということで、生活困窮者のレスキュー事業の支援事例のうち、いわゆる母子に関するところ、保育に関するところをピックアップして掲載させていただいています。

20代、30代の方が多く、世帯特徴も様々ですが、やはり生活保護への申請、そこへいくまで経済援助ということで、施設長の判断等々で10万円までは支援できるという制度をとっていますので、その中には住居費の10万円という支援もありますし、食材、お米であるとか、子どもさんの液体ミルクなども支援しています。5番の方はレンジとか冷蔵庫とか、これは職員が引っ越しをしたりするときに要らなくなったものをちょっと残しておいたりとか、そうしたものを再利用しながら使っていただいているという状況です。

これらの取り組みについては、「取りまとめ（素案）」8ページの、かかりつけ相談機関等々の参考にしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それと「取りまとめ（素案）」の本文ですが、私からは3点お願いしたいと思います。5ページの「ii）公定価格や新たな施策の展開等による支援の在り方」の上から2つ目の「公定価格における利用定員の区分」、それと、9ページの中長期的な課題としての「i）保育所・保育士の地域支援」の1つ目の○、「主任保育士専任加算」の要件等々について、この2点については中長期的な課題ではなく、速やかに行うべき課題であると現場としては思っておりますので、御配慮いただければと思います。

それと、6ページにあります「ii）発達支援や配慮が必要な児童への支援」のところ、○の3つ目です。2行目終わりから「看護師等のこうした児童への支援」とありますが、障害児等については様々な子どもたちがおりますので、看護師等のみではなく、少し細かいですが、心理職や、PT、OTといった、そうした幅の広い障害対応の専門職の記載をお願いできればと思っています。

私からは以上です。よろしく願いいたします。

○倉石座長 どうもありがとうございました。

一通り、今意見をいただきました。大分時間がたっておりまして、この後余り時間の猶予がないのですけれども、一旦ちょっと事務局のほうで何か、今まで出ていた意見の中で、回答いただけることがあるか、それとも次回までに修正ということでさせていただいたら

いいか、ちょっと事務局のほう、御発言いただいてよろしいですか。

○神森保育課長補佐 事務局でございます。

先生方、いろいろな御意見、ありがとうございます。特に文言等の使いぶりにつきましては、いただいた御意見を踏まえまして、また記載につきましても、御意見を踏まえて、また検討させていただくというふうに考えておりますけれども、例えば0～2歳に特化したのはなぜかというところにつきましても、坂本構成員のほうからも、いわゆる未就園児につきましても、0～2歳の割合が高いという御指摘をいただきました。そうしたところも踏まえまして、「特に0～2歳児」というような記載をしている部分がございます。一方で、そこはちょっと必ずしも統一できていないおそれもございますので、改めて私どもといたしましてもしっかりと点検をして確認させていただきたいと思っております。

一旦以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。同じ文言の書きぶりのところも、箇所によって、それから文脈によってもう少し検討いただけるということになりますので、次回に向けても、事務局のほうで修正いただくということですので、その点、委員の皆さん、よろしく御了解のほうをお願いいたします。

それでは、残りの時間が余りなくて、5分10分程度の延長は想定しているのですけれども、一通り御意見いただきましたところですので、このほかに御発言いただくことがありましたら、挙手いただいて、私のほうから指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

では、坂本委員から手が挙がりましたので、お願いします。

○坂本構成員 すみません。全体読ませていただいて、都道府県に関する記載が余りというか、ほとんどないという印象を持っておりまして、基礎自治体の皆さんはやはり直運営者の方たちと対峙されていて、一件一件、大変手間がかかることをやられていて、今回検討している課題については、やはり都道府県がちょっと出張って仕事をしていただかないとなかなか前に進んでいかない、自治体格差が物すごく開いていくような気がしております。その部分は、私も不勉強でよく分からないのですけれども、例えば好事例や、いろいろな事例とか調査したものをしっかり都道府県さんが責任を持って、各自治体さん、そして法人さん、公私問わず、各園に、現場にちゃんと流れていくような情報提供、共有の在り方みたいなものをちょっと踏み込んで書いていただきたいと思います。

私も、子育て支援員研修の講師をいろいろな都道府県さんでさせていただいているのですけれども、あのような体系立った機会がちゃんとセットアップされるということの意義がすごく大きいなと思っております。

いろいろな調査をするとか情報収集するというのが今回各所にありますので、それがちゃんと運営者のほうに流れるような仕組みづくりも、ここは基礎自治体さんというよりは都道府県さんに担っていただけるような項目があってほしいなと思っております。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。補足等々ございましたらお願いしたいと思います。

では、石井委員、お願いいたします。

○石井構成員 すみません。ちょっと細かいところですけども、4ページに公私連携型の保育所についての記載があるんですけども、恐らく人口減少地域等で、施設の老朽化とかいろいろな事情があって、公私連携型保育所にとりという考えになるかと思うんですけども、先日、湧別町の星委員からもあったように、やるよと言ったときに、手の挙げ手の法人の問題というのはここにあるのかなと思いました。

併せて、指針にのっとったと言ったらあれですけども、指針を大切にしてい保育をするみたいなどころでないタイプの園が、そこしか手が挙がらなかった場合に、かなり行政のほうも困惑するのではないかなという気もいたします。なので、一応選択肢の一つではあるんですけども、特に人口減少地域においては、この選定と内容、あるいは協定の結び方みたいなどころにはちょっと配慮が必要なのかなと思いました。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。今のところは、石井委員、書きぶりのところになりますか。書きぶりではなくて、その文言の中身の意味、読み取り。

○石井構成員 書きぶりはすごく難しいかなあというのは、これを見て、どう書き直せばいいかというアイデアはない中で、今発言しました。

○倉石座長 ありがとうございます。またございましたらよろしくお願いいたします。

では、坂崎委員、手が挙がりましたのでお願いいたします。

○坂崎構成員 今の石井先生の意見、私、どうしようかと思っずずっと考えているところだったのでですけども、私、結局、今、2カ所ともそうなのですよ。そうすると、どのようにして行うことが望ましいのかというのはちょっと別問題なので、今日、自治体の方もたくさんいるんですけども、例えば公立保育所がいいのか公私連携がいいのか、例えば民設民営で行うことがいいのかということも含めて、その各自治体との関係は、今、何も中身の文章のことではありませんけれども、やはり相当のまた別枠で検討が必要だと思っています。

私、明日、2年間で子ども1人しか産まれていないところの自治体の長と話し合うのでですけども、今、石井先生おっしゃっているようなそのものなのですね。そうすると、その考え方によってはやはり全然進まないということもあるので、倉石先生、これはちょっと別枠でまた検討が必要だと思います。

すみません。一言だけです。

○倉石座長 ありがとうございます。都市部においても、結構民間・民間の連携とか、法人連携なんかも少しずつ進み始めているようなことも聞いておりますので。分かりました。少し別の議論が必要だということで認識をさせていただきました。御意見いただいてありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、貴重な御意見いただきまして、ありがとうございました。本日、取りまとめ案、事務局のほうから示していただいた素案に関して、様々な御意見いただきましたことにつきましては、私と事務局のほうで調整させていただいて、次回取りまとめ案としてさらに御議論いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日御議論いただきました取りまとめの素案につきましては、私のほうから、次回、月末に行われます社会的養育専門委員会のほうで共有させていただくということを考えておりますので、この点についても御承知おきいただければと思っております。

また、今日のところはこれで閉じさせていただきますけれども、さらに御意見等ございます場合は、事務局まで、また別途御連絡をいただければと思います。

それでは、時間となっております。貴重な御意見、様々ないただきましてありがとうございました。また、ちょっと時間の制約のほう、私のほうでさせていただくような発言もありましたけれども、その点、どうか御容赦いただきたいと思っております。御協力いただきましてありがとうございました。

それでは事務局のほうから、最後に次回以降の日程について御説明をお願いいたします。
○神森保育課長補佐 事務局でございます。

本日も闊達な御議論をいただきましてありがとうございました。

次回第8回につきましては、別途事務局より御連絡をさせていただいておりますけれども、12月3日の10時から12時を予定してございます。先ほど座長からも御案内がございましたとおり、次回の会議では、取りまとめ案について御議論いただく予定としております。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。